

第264回8月定例教育委員会議事録

委員会次第

1. 開会宣言
2. 教育長あいさつ
3. 会議録の承認
4. 審議事項
5. 報告事項
6. 閉会宣言

開会日時

令和5年8月29日（火）午後3時30分

会場

安来中央交流センター 青年研修室

出席委員の氏名

教育長	秦 誠 司
委員	加 藤 隆 志
委員	寺 田 禎
委員	青 砥 洋

出席者の氏名

教育部長	原 みゆき	全議題
教育総務課長	遠 藤 浩 司	全議題
学校教育課長	椿 英 隆	全議題
給食教育課長	石 原 秀 樹	全議題
文化財課長	金 山 尚 志	全議題
地域振興課長	細 田 浩	議第25号
子ども未来課長	藤 原 聖 美	議第27号
学校教育課主査	糸 賀 真 也	全議題

1. 開会宣言

午後3時30分 教育長が開会を宣言する。

2. 教育長あいさつ

各学校とも2学期が順次スタートし、今日で全校が揃っております。本

日午前中には「少年の主張安来市大会」にお出かけいただきまして、ありがとうございました。若い感性で訴えかけるものがありました。

それからALTでございますけれどもJETプログラムで来ておりましたブランドンが急遽帰国しなければならないということで、8月15日、日本から出発しました。9月からは30代男性のクロフォードが着任予定で、前任者が担当していた三中校区の小中学校にお邪魔をいたします。

今いるALTのほとんどは、国がALTの配置を進めるために作ったJETプログラムという組織から紹介を受け、安来市の会計年度任用職員という形で安来市が雇用し、各学校へ行ってもらう形でした。今回は民間のインタラックという、ALT派遣事業等を行う会社からの派遣社員として入ってくるという形であり、雇用の形態が変わります。初めての形態になりますが、松江市は皆インタラックからのALTであり、安来市においても、総合的に見てどちらの方がいいのかというところを見極めるための試行という意味合いも持たせています。

今のJETプログラムは、教育委員会職員が、住居の斡旋、引っ越し、家具や電化製品の購入、車の手配等全部いたしますので、かなり手間を取られているというのが実態です。派遣会社にすると、そういった手間は一切不要となるので、全体にかかる経費等、よくよく見定めていくための試行ということで、ご理解いただければと思います。

3. 会議録の承認 第260回5月定例教育委員会

(承認)

4. 審議事項

1) 議第25号 安来市社会教育委員の委嘱について (地域振興課長) 資料1により説明

安来市社会教育委員の委嘱について説明します。資料にございますとおり、新委員は井尻交流センター館長より推薦いただいております。任期は令和5年6月21日から令和7年3月31日まででございます。前任の方が急に辞職されることとなり、そこから人選等を行ってございましたため、新規任命が8月と遅れましたこと、申し訳ございません。

次ページには委員名簿がございまして、4名が校長会等学校関係及びPTAの代表、18名は地区推薦で、計22名の構成となっております。

(承認)

2) 議第26号 市議会9月定例会議提出議案(予算)について
(教育部長) 資料2により説明

9月定例会議に提出予定の議案のうち予算関係について、主なところを説明いたします。

地域振興課体育施設修繕事業で631万8,000円を要求しております。内容は、今年度計画していた修繕に係る材料費の高騰に対応するものと、緊急に必要となった修繕に対応するため、具体的な内容は、市民体育館の屋根修繕や南体育館のトイレ改修、比田プールの改修でございます。

次に教育総務課の小中学校管理費です。事業概要ですが、当初予算に計上していた場所に加え、経年劣化による学校施設の修繕費及び設備の故障により急遽改修が必要となった工事費について予算を増額するものであります。また、大田市の学校敷地内の、車と子どもの衝突事故を受け、学校敷地への進入対策として、安来警察署と相談をいたしまして、敷地入口等に「通り抜け禁止」などの警告看板を設置するものでございます。事業費について小学校関係で合計4,324万4,000円、中学校関係で756万円です。修繕、改修の内容につきましては、飯梨小学校環境改善工事で580万円、広瀬小学校のプールサイド修繕で1,140万円、小学校の空調設備改修工事で1,400万円、市内小学校温風暖房機設備修繕に124万1,000円、警告看板の設置については70万4,000円を予定をしております。

続いて、文化課関係では補正要求額が0円となっておりますが、和鋼博物館管理運営業務につきましては、報酬や諸手当をマイナスし、負担金補助及び交付金を増額するという科目の振替を行うものであり、総額には影響がございません。比田収蔵庫管理運営業務につきましても0円となっておりますが、これについても、一般財源から起債に変更するという財源の更正を行うもので、総額に影響はございません。

(承認)

3) 議第27号 市議会9月定例会議提出議案(条例)について
(教育総務課長) 資料3-1により説明

制定する条例は、安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。根拠法令は児童福祉法であります。改正理由は、令和5年度における放課後児童健全育成事業の実

施にあたり、これまで準拠していた厚生労働省通知が廃止され、令和5年4月12日付でこども家庭庁成育局長通知により、こども家庭庁において、新たに放課後児童健全育成事業実施要綱が発出し直され、併せてその一部が改正されたことによります。この改正により、本市の条例においても、支援員確保の観点から期限付きで設けられていました研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす措置について、その期限が廃止され、無期限化されたため、その表記を改めるものであります。

具体的には、職員に関する経過措置として、改正前では「この条例の施行の日から、平成32年3月31日まで」と表記されていたものを、「当分の間」と改正いたします。

併せまして、改正前の下段にあります「平成32年3月31日までに修了することを予定している者」は、改正後として「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者」と改正されております。なお、附則といたしましてこの条例は、公布の日から施行いたします。

本市の放課後健全育成事業につきましては、各クラブにおいて、支援員及び補助員の方に運営をいただいておりますが、スタッフの高齢化などの現状もございます。有資格者の育成を含めた安定的な運営のための改正でございます。

(承認)

(子ども未来課長) 資料3-2により説明

安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。ボリュームがありますが、今回の改正は、こども家庭庁設置に併せ、関係法律の内容、文言、条番号等が改正されたことに伴って、市の例規の関係部分を改正するものが主となっています。

まず特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正になっています。保育所の取り扱い方針を定める者について、今まで厚生労働大臣となっていたものを内閣総理大臣に改めることとなりました。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正では、この法律の第3条10項が削除されたために、条例上の引用部分の項ずれを改めるものであります。学校教育法の改正では、第25条に新たに2項が追加されたことによりまして、引用する部分の表記を同条第1項とするものでございます。

また、今回の改正に合わせまして、書面の交付に関し、文言整理を行っております。

改正箇所が多く見えますが、今回はこども家庭庁設置に伴っていろいろな関係法律が改正となり、これに対応する部分について安来市の例規において必要な改正を行うものでございますので、具体的な運用に大きく変わるところはございません。施行期日は公布の日でございます。

(委員)

安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、第5条の改正前にある「利用者負担」は、改正後には13条に変わったということですか。また、同条の第2項の扱いは。

(子ども未来課長)

「利用者負担」という限定的な表現でなく、利用者負担等について定める第13条全体を指すものとして「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改めたものです。また、第5条の2項については、この度新設した、第4章の雑則に移動する整理を行っています。

(承認)

4) 議第28号 安来市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について

(学校教育課長) 資料4により説明

特別支援教育就学奨励制度とは、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、世帯の収入状況に応じて、学用品費や学校給食費等の一部を国と市が負担する制度です。国の要綱に基づき、支給要件が全国一律で定められており、これまではそちらを根拠として事務を行ってまいりました。

しかしながら、今回制定した第8条にある受給資格事項の照会や給付の方法等については、国の要綱には定めがなく、個人情報保護、事務手続きの適正化の視点から、今回本市においても、改めて支給要綱を制定したものでございます。

(委員)

これは各個人で申請するのですか、また実績的にはどれくらいの件数でしょうか。

(学校教育課長)

はい。保護者が申請書を学校長に提出します。実績につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、後日お調べしてお伝えします。

(委員)

特別支援学級ということは、障がいのあるお子さんが対象ということですよ、不登校のお子さんはどうでしょうか。

(学校教育課長)

不登校児童生徒は含みません。自閉症・情緒障害、知的障害等々のお子さんが所属する学級です。

(委員)

収入等が審査要件となるわけですか。

(学校教育課長)

はい。

(教育長)

個人情報保護の観点から、申請内容の調査に際し、学校教育課長に必要な証明書取得等を行う権限を与えることを明らかにする、といったことが今回の要綱制定の主な目的と聞いています。

(学校教育課長)

はい。1条から6条までは国の運用していたものをほぼそのまま安来市と入れるような形で作っておりますが、7条以降のところは市町村で運用が違うので、今回安来の実態を整理して作成しています。例えば第7条で、申請書を学校長を経由して、というような書き方になっていますが、他の市町村では、そのまま教育委員会に提出というところがあったりします。また9条の2のところ、学校長に対して給付するものとなっておりますが、安来市の場合は学校長に給付し、学校長が直接保護者に渡すという形をとっています。

(教育長)

安来市の運用手続を、この度正式にルールとして明文化した要綱であるということですが、そのあたりは各市町村が独自に運用方法を決定してよい部分であるという理解でよろしいですか。

(教育部長)

事務手続上のことなので、各自治体が制度として定めた実施方法で問題ありません。

(承認)

5. 報告事項

- 1) 報第8号 令和5年度全国学力・学習状況調査 安来市の結果について
- 2) 報第9号 安来市小中学校適正配置審議会の状況について

審議会答申の受領について。

6. その他

(非公開審議)

☆次回定例会：9月27日(水)午後3時20分から

7. 閉会宣言

教育長が午後5時15分閉会を宣言し、8月定例委員会の日程を終了した。